【様式Ｄ】

移管申請用

水道料金・下水道使用料納付証明書の請求について

京都市営保育所移管申請には，本市の水道料金・下水道使用料に係る納付証明書（以下「納付証明書」といいます。）の提出が必要です。事業所（保育園）分１通は必ず提出していただき，代表者が京都市内に住所を有する場合のみ，代表者分も併せて提出してください。

納付証明書の請求については下記をお読みいただき，別紙の「水道料金・下水道使用料納付証明請求書（以下「納付証明請求書」といいます。様式Ｄ－１）に必要事項を記入し，証明手数料（１件３５０円）持参のうえ，納付証明書の発行窓口で請求してください（郵送では受付できません。）。

**なお，京都市地域水道利用地域（様式Ｄ－２）及び京北地域水道利用地域（様式Ｄ－３）の方は，申請書の様式が異なりますので，ご注意ください。**

１　納付証明書の提出が必要となる場合

＜法人等（事業所）分＞

・　京都市内に事業所又は事務所等（以下「事業所等」といいます。）を所有し，当該事業所等の水道の使用者名義（「水道使用水量のお知らせ」にて，確認してください。）が，法人の場合にあっては法人名義のもの，個人の場合にあっては代表者名義のもの。

＜法人代表者又は個人代表者分＞

　・　京都市内に住所を有しており，当該住所の水道の使用者名義（「水道使用水量のお知らせ」にて，確認してください。）が，法人代表者又は個人代表者名義のもの。

２　納付証明書の提出が必要でない場合

・　京都市内に事業所等や住所を有しない場合や，ビル又はマンション等で家主に支払う賃借料（共益費）に水道料金等が含まれている場合など，直接に水道の使用者名義になっていない場合。

・　工事現場等における一時使用については，対象になりません。

３　納付証明書の請求先

・　当該事業所等が所在する地域を担当する営業所又は部署（「京都市上下水道局営業所等一覧」をご覧ください。）

・　京都市内に複数の事業所等を所有する場合は，すべてに係る納付証明書が必要です。

なお，納付証明請求書は担当営業所及び部署ごとに作成し請求してください。

４　納付証明請求書の記入に際しての注意事項

・　「あて先」の欄には，該当する営業所名を記入してください。

・　「請求者」の欄には，請求者の所在地，名称及び代表者名（個人の場合にあっては，住所及び氏名）を記入のうえ，押印してください。

・　「検針区」，「使用者コード」，「水栓番号」及び「使用者名」の欄には，水道使用水量のお知らせに記載されている内容を正確に記入してください。

５　その他

受付期間の後半は窓口が混雑することがありますので，お早めに請求してください。

京都市上下水道局営業所等一覧

１　京都市内全域（ただし，京都市地域水道利用地域及び京北地域水道利用地域を除く）

**＊　納付証明請求書は様式 Ｄ－１を使用してください。**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 担当地域 | 検針区の１桁目 | 営業所名 | 所在地 | 電話番号 |
| 東山区，山科区，伏見区（醍醐支所管内） | １ | 東部営業所 | 椥辻西浦町八反畑バス停西入 | 592-3058 |
| 北区，上京区，中京区 | ２，３ | 北部営業所 | 北大路千本西約250ｍ | 462-3251 |
| 右京区（京北地域を除く） | ４ | 右京営業所 | 西大路三条西約500ｍ | 841-9184 |
| 西京区 | ０ | 西京営業所 | 上桂，西京総合庁舎東隣り | 392-8791 |
| 左京区 | ５ | 左京営業所 | 川端北大路東入ル上ル | 722-7700 |
| 下京区，南区伏見区（醍醐・石田・小栗栖・日野を除く） | ６７８ | 南部営業所 | 伏見区鷹匠町 | 406-6020 |

○　納付証明書の請求先が複数の営業所におよぶ場合は，下記の上下水道局お客さま窓口サービスコーナーで一括して納付証明書の請求をすることができますが，納付証明請求書は担当営業所ごとに作成してください。

なお，請求日当日に発行できない場合は，後日受取りに行っていただくことになりますので御了承ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　　　称 | 所　　在　　地 | 電　話　番　号 |
| 京都市上下水道局お客さま窓口サービスコーナー | 南区東九条東山王町１２（竹田街道八条下ル東側）京都市上下水道局　本館１階 | 672-7770 |

２　京都市地域水道利用地域（ただし，京北地域水道利用地域を除く）

**＊　納付証明請求書は様式 Ｄ－２を使用してください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当部署 | 所在地 | 電話番号 |
| 上下水道局技術監理室地域事業課 | 南区東九条東山王町12（竹田街道八条下ル東側）京都市上下水道局　別館４階 | 672-7790 |

３　京北地域水道利用地域

* **納付証明請求書は様式Ｄ－３を使用してください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当部署 | 所在地 | 電話番号 |
| 上下水道局技術監理室地域事業課京北分室 | 右京区京北周山町上寺田１－１（京北合同庁舎内） | 852-1820 |

○　なお，地域事業課京北分室では，納付証明書の発行手続に日数を要し，請求日当日に発行できないことから，後日受取りに行っていただくことになりますので御了承ください。

（京都市営保育所の移管申請用）

様式Ｄ－１

水道料金・下水道使用料納付証明請求書

平成　　　年　　　月　　　日請求

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

（京都市上下水道局総務部　　　　営業所）

請求者　住　所

　　氏　名　　　　　 　　　　　　　　印

京都市営保育所移管申請に使用するため，下記の水道料金，下水道使用料の納付証明を請求します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 検針区 | 使用者コード | 水栓番号 | 使　用　者　名 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）検針区，使用者コード，水栓番号及び使用者名の欄は，「水道使用水量のお知らせ」に記載されている内容を正確に記入してください。

水道料金・下水道使用料納付証明書

上記の使用者について，水道料金，下水道使用料の未納額はありません。

平成　　　年　　　月　　　日

京都市公営企業管理者上下水道局長　　印

（京都市営保育所の移管申請用）

様式Ｄ－２

水道料金・下水道使用料納付証明請求書

平成　　　年　　　月　　　日請求

（あて先）京都市長

（京都市上下水道局技術監理室地域事業課）

請求者　住　所

氏　名　　　　　　　 　　　　　　印

京都市営保育所移管申請に使用するため，下記の水道料金，下水道使用料の納付証明を請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用者コード | 使　用　者　名 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

（注）使用者コード及び使用者名の欄は，領収証又は「水道使用料等のお知らせ」に記載されている内容を正確に記入してください。

水道料金・下水道使用料納付証明書

上記の使用者について，水道料金，下水道使用料の未納額はありません。

平成　　　年　　　月　　　日

京都市長　　　　印

（京都市営保育所の移管申請用）

様式Ｄ－３

水道料金・下水道使用料納付証明請求書

平成　　　年　　　月　　　日請求

（あて先）京都市長

（京都市上下水道局技術監理室地域事業課京北分室）

請求者　住　所

氏　名　　　　　　　　　 　　　　印

京都市営保育所移管申請に使用するため，下記の水道料金，下水道使用料の納付証明を請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 水栓番号 | 使　用　者　名 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）水栓番号及び使用者名の欄は，領収証又は「水道使用水量のお知らせ」に記載されている内容を正確に記入してください。

水道料金・下水道使用料納付証明書

上記の使用者について，水道料金，下水道使用料の未納額はありません。

平成　　　年　　　月　　　日

京都市長　　　　印